

30 国際第 1285 号

関税割当公表第 66 号の 2

平成 31 年度のナチュラルチーズの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの(以下「ナチュラルチーズ」という。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 31 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 ナチュラルチーズ
- 2 割当数量 46,200 トン
- 3 通関期限 平成 32 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、平成 31 年度のナチュラルチーズの関税割当てについて(平成 31 年 3 月 8 日付け 30 国際第 1218 号関税割当公表第 66 号)による。